

たいとう区議会だより



おもな内容

一般質問	2、3面
議案等の概要と審議結果	4面
委員会活動	5面
区議会からのお知らせ	6面

No.210 平成30年7月20日発行

第2回定例会 / 6月4日～6月27日

編集 議会広報委員会 発行 東京都台東区議会

〒110-8615 台東区東上野4-5-6 ☎03(5246)1472・1473 <http://www.city.taito.lg.jp/index/kugikai/>

「平成30年度一般会計補正予算(第2回)」 など議案13件を可決

今定例会で報告のあった主な事業をお知らせします

江戸ルネサンス事業

江戸から明治に時代が移り150年の節目を迎えた本年を契機に、江戸の面影や伝統・技などの江戸文化を色濃く残す本区の魅力を内外に発信することで、区民の郷土意識と誇りを一層深めるとともに、産業や観光の振興を図ります。



「両国納涼花火ノ図」一立斎広重(国立国会図書館所蔵)

放課後対策

放課後子供教室の全校実施に向け、31年度新たに、蔵前小学校と忍岡小学校で放課後子供教室を実施します。また、根岸小学校区において、新たにこどもクラブを開設するほか、当該こどもクラブと松が谷こどもクラブで高学年障害児保育を実施します。



委員会のインターネット生中継をYouTubeに変更します

7月25日開会の常任委員会から、委員会の生中継を、Ustream(ユーストリーム)からYouTube(ユーチューブ)による配信に変更します。

詳細は、6面の「インターネット議会議中継について」をご覧ください。



政務活動費の公表

台東区議会では、議会改革の取り組みの一環として、政務活動費の会派別収支状況を公表しています

政務活動費とは

地方自治法や「区議政務活動費の交付に関する条例」に基づき、区議会議員による区政の調査研究に必要な経費の一部として、議会の会派に対し交付するものです。

政務活動費の用途

交付された政務活動費は、用途基準に従い必要な経費に限定して支出することができます。次のような経費に支出することは認められません。

- ・ 選挙活動、政党活動、私的な活動に係る経費
- ・ 慶弔、見舞い、餞別等の交際的経費
- ・ 議員だけが出席する会議に要する経費や専ら飲食のみに要する経費

●平成29年度(平成29年4月～平成30年3月)の会派別収支状況

単位：円

経費項目	会派名	自由民主党 9名	たいとう フロンティア 8名	公明党 5名	つなぐ プロジェクト 4名	日本共産党 4名	無所属の会 ※ 1名
交付額 (A)		13,500,000	12,000,000	7,500,000	6,000,000	6,000,000	375,000
研究研修費	研究会や研修会の開催又は参加に要する経費	847,927	240,540	69,628	0	41,475	0
調査旅費	先進地調査又は現地調査に要する経費	1,149,467	370,994	527,370	60,200	111,500	0
資料作成費	資料の作成に要する経費	110,160	0	0	0	8,080	0
資料購入費	図書、資料等の購入に要する経費	572,597	350,249	391,109	312,653	751,376	9,436
広報費	調査研究活動、議会活動及び区の政策について区民に報告し、周知するために要する経費	1,296,262	3,201,229	1,581,739	3,746,534	820,304	287,592
広聴費	区民等から区政及び会派の政策等についての要望、意見を収集するために要する経費	3,413,000	917,500	1,180,500	312,500	439,174	0
交通費	日常的な調査研究活動に係る交通に要する経費	2,193,482	1,010,609	871,548	483,900	462,450	58,370
通信費	日常的な調査研究活動に係る通信に要する経費	1,691,301	2,035,979	1,139,786	637,874	478,541	21,022
人件費	補助職員を雇用する経費	0	864,000	0	0	0	0
事務費	会派の事務運営に要する経費	1,904,298	2,275,056	1,730,407	491,874	875,899	122,771
事務所費	事務所の設置に要する経費	600,000	1,200,000	0	0	2,350,000	0
支出額計 (B)		13,778,494	12,466,156	7,492,087	6,045,535	6,338,799	499,191
差引額 (A-B)		△278,494	△466,156	7,913	△45,535	△338,799	△124,191

1. 各会派への交付額は、1人あたり月額125,000円に会派人数を乗じた月数分で算出されます。※無所属の会は、議員辞職のため4月～6月分まで交付
2. 各会派の年間支出額が、年間交付額を下回った場合は、区に返還されます。

領収書等関係書類の閲覧

各会派が支出した政務活動費の領収書、報告書等の関係書類については、情報公開請求の手続きにより、閲覧をすることができます。